

別紙

諮問第1070号

答 申

1 審査会の結論

「日本国発行のパスポートの名義変更に伴うリスクの事例」ほか1件について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「日本国発行のパスポートの名義変更に伴うリスクの事例」及び「前例のあったパスポートの名義変更でアメリカ合衆国から入国拒否され強制送還された事実経緯」の開示請求に対し、東京都知事が平成29年1月18日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件の非開示決定と、旅券課有楽町分室で受けた説明に食い違いが生じている。

平成28年〇月〇日東京都旅券課有楽町分室での説明では、一般旅券名義変更申請（名のローマ字変更）拒否理由として「東京都作成公文書に2001年9月11日にアメリカ合衆国内で同時多発的テロ事件以降東京都民が名義変更したためにアメリカ合衆国で入国拒否され強制送還された事実があるので発行元である東京都にリスクがある一般旅券名義変更申請（名のローマ字変更）は申請できない」と回答されたためである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による実施機関の説明を要約すると、以下のとおりである。

(1) 実施機関の所掌する事務及び開示請求について

実施機関では、旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）に基づく一般旅券の発給及び交付事務等を行っており、その事務分掌は、東京都組織規程（昭和 27 年東京都規則第 164 号）により「一 海外渡航の相談に関すること」及び「二 旅券に関すること」とされており、入国拒否等事例を取り扱うものではない。

旅券法施行規則（平成元年外務省令第 11 号）5 条 4 項は、「旅券面に記載されるローマ字表記は、外務大臣又は領事官が特に必要と認める場合を除き変更することができない。」と規定しており、ここでいう特に必要と認める場合は合理的な理由があるものに限定されている。

開示請求に至った背景として、審査請求人が既に交付を受けている 10 年旅券の本人の名の読み方を変えたいということで来所したが、実施機関がその理由を聞いたところ、上記の合理的な理由には当たらないため、説明と併せて見解を伝えた。その際の窓口対応において、審査請求人には、2001 年 9 月 11 日のアメリカ合衆国内での同時多発テロ事件以降、表記の変更をしたために入国拒否されたという例があり、そうしたリスクがあることについて情報提供をした。

本件審査請求に係る開示請求は、上記の情報提供内容が記載された公文書の開示を求めるものである。

(2) 非開示理由について

出入国管理は、国（法務省）の所管であるため、実施機関では出入国に伴うトラブルやリスク等の事例に関する文書を作成していない。

外務省が開催する旅券法令の規定に基づく各種研修で、実務上の対応事例として紹介があったことから窓口で情報提供を行ったが、研修でも極めて簡潔に言及があった程度であり、当該事例が配布資料などに記載もないことから、請求のあった公文書を保有していない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 4月 6日	諮問
平成29年12月18日	新規概要説明（第185回第二部会）
平成30年 1月19日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 1月29日	実施機関から説明聴取及び審議（第186回第二部会）
平成30年 2月19日	審議（第187回第二部会）
平成30年 4月24日	審議（第188回第二部会）
平成30年 5月28日	審議（第189回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 一般旅券の申請及び発給事務について

実施機関である生活文化局都民生活部旅券課は、地方自治法(昭和22年法律第67号)
2条9項1号に規定する第一号法定受託事務として、旅券法及び旅券法施行令（平成
元年政令第122号）の規定により都道府県が処理することとされている事務を所掌して
おり、一般旅券の発給及び交付に係る事務等の取扱いをしている。

国内において一般旅券の発給申請をしようとする者は、都道府県に出頭の上、旅券
法3条に基づき規定された書類及び写真を、都道府県知事を経由して外務大臣に提出
しなければならないこととなっている。

また、都道府県知事は、同法5条に基づき一般旅券を作成し、同法8条に基づき発
行された旅券を申請者に交付することとしている。

イ 本件開示請求及びその経緯について

本件審査請求に係る開示請求は、「日本国発行のパスポートの名義変更に伴うリスクの事例」及び「前例のあったパスポートの名義変更でアメリカ合衆国から入国拒否され強制送還された事実経緯」の開示を求めるもの（以下これらの請求を合わせて「本件開示請求」という。）であり、実施機関は、本件開示請求に対し、不存在を理由として、非開示決定を行った。

本件開示請求は、実施機関の窓口を訪れた審査請求人と窓口業務を担当する委託事業者の職員とのやり取りに端を発するものである。既に一般旅券の交付を受けている審査請求人が、旅券に記載された氏名の読み仮名を変更したい旨を告げたところ、当該変更はローマ字表記の変更であり、旅券法施行規則5条4項では、「旅券面に記載されるローマ字表記は、外務大臣及び領事官が特に必要と認める場合を除き変更することができない」旨規定していること等を当該職員が説明する中で、旅券のローマ字表記変更起因して、諸外国に出入国する際にトラブルが生じた事例があり、ローマ字表記変更にはリスクが伴う旨の情報提供を行った、とのことである。

本件開示請求は、窓口で当該職員が審査請求人に情報提供した内容である「日本国発行のパスポートの名義変更に伴うリスクの事例」及び「パスポートの名義変更でアメリカ合衆国から入国拒否され強制送還された」という事例（以下これらを合わせて「入国拒否等事例」という。）が記載された公文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

ウ 本件請求文書の不存在について

審査請求人は、東京都が作成した公文書に入国拒否等事例があると実施機関の職員から説明を受けた旨主張する。

これに対する実施機関の説明によれば、過去、実施機関の職員が出席した各種研修において、実務上の対応例として紹介があったため、審査請求人に窓口対応をする中で入国拒否等事例に触れたとのことであるが、審査請求人に対して、東京都が作成した公文書に入国拒否等事例があると説明したものではないとのことである。また、当該入国拒否等事例については、当該研修でも極めて簡潔に言及があった程度であり、実施機関において本件請求文書は保有していないとのことである。さらに、実施機関の事務分掌は、東京都組織規程において、「一 海外渡航の相談に関すること」及び

「二 旅券に関する事」になっており、そもそも入国拒否等事例を取り扱うものではないと説明する。

これについて審査会が検討したところ、実施機関の職員が出席した外務省による法令に係る研修において、実務上の対応例の一つとして、極めて簡潔に入国拒否等事例への言及があり、特段の資料も提示されなかった旨の説明は、当該研修の趣旨目的を踏まえると首肯できるものである。

また、本件開示請求に係る入国拒否等事例は、実施機関が取り扱う事例とされておらず、その所掌事務の定めに鑑みても、実施機関自らが公文書を作成及び取得する必要性は極めて低いものである。

さらに、本件請求文書の有無について実施機関で改めて探索を行ったが、当該文書は見当たらなかったとのことであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件請求文書について不存在を理由として非開示を行った実施機関の決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二